平成29年6月1日文化審議会文化財分科会企画調查会決定

これからの国宝・重要文化財(美術工芸品)等の保存と活用の在り方等に関する ワーキンググループ設置について

## 1 設置

国宝・重要文化財(美術工芸品)等の保存と活用の在り方に等に関し、専門的な観点から十分な審議を行うため、文化審議会文化財分科会企画調査会(以下「企画調査会」という。)の下に、これからの国宝・重要文化財(美術工芸品)等の保存と活用の在り方等に関するワーキンググループ(以下「ワーキンググループ」という。)を設置する。

# 2 検討事項

ワーキンググループでは主に次に掲げる事項を検討する

- (1) 国宝・重要文化財(美術工芸品)等の公開の在り方等について
- (2) 専門的人材等の育成・確保の在り方について
- (3) 文化財の持つ潜在力を一層引き出すための美術館・博物館等の機能強化と基盤整備 について
- (4) その他、これからの文化財の保存と活用の多様な方策などについて

### 3 組織

- (1) ワーキンググループの委員は企画調査会の会長が指名する。
- (2) ワーキンググループに座長を置き、ワーキンググループに属する委員の互選により 選任する。
- (3) ワーキンググループにおいて、意見を聴くべき者を指名することができる。
- (4) そのほか、ワーキンググループの運営に関し、必要な事項は、企画調査会が決める。

### 4 設置期間

ワーキンググループは、2の検討事項に関する審議が終了したときに廃止する。

### 5 議事の公開

- (1) ワーキンググループの議事は原則公開とし、議事録を作成し、これを公開するものとする。
- (2) ワーキンググループにおいて検討状況、及び結果を取りまとめた時は、企画調査 会に報告するものとする。

### 6 その他

ワーキンググループの庶務は、文化庁文化財部美術学芸課が処理する。